

2018年6月10日

頭の整理 補遺5

竹濤軒

『朝日新聞』が依然として問題のある報道を続けている。

「『いい土地』発言の根拠求められ昭恵氏との写真 籠池氏」

『朝日新聞デジタル』2018年6月8日11時16分

<https://digital.asahi.com/articles/photo/AS20180607005205.html>

2018年6月9日閲覧

まず問題のある記事を引用する。

学園は2013年9月に国有地の取得要望を出した後、しばらく土地を借りた後に買い取る契約を財務局に求めていた。(a)国有地取引の原則は売却。今年5月23日になって財務省が開示した交渉記録には、学園のことがこう記されている。

(b)「国の対応の非難及び自己の主張の妥当性を一方的に述べるのみ」「指示に真摯（しんし）に対応することは期待し難い」（14年4月15日）

対応に苦慮していることがにじむ記載。(c)その13日後、前理事長は財務局側と面会し、現地で撮った安倍晋三首相の妻、昭恵氏との写真を見せた。前理事長が逮捕前から証言し、財務省が今年3月に開示した改ざん前の文書で裏づけられた出来事だ。文書には、昭恵氏から「いい土地ですから、前に進めてください」と言われたという前理事長の発言も記されている。

なぜ写真を示したのか。前理事長は財務局側から「本当にそういうこと（昭恵氏の発言）があったと証明できるものはあるかと尋ねられた」ためだとインタビューで説明。「写真をお見せした時は（職員の）心のつかえが取れたような風情だった」とも述べた。

(d)面会の35日後、財務局は学園側に「売り払いを前提とした貸し付けに協力する」と回答（改ざん前文書の記載）。籠池前理事長は、面会を機に財務局が協力的になったとの見方を示し、こう振り返った。「借地の件とか、前に進まなかったものが、氷がガラスの面を滑っていくような感じで滑り始めた」

(e)学園は15年5月、10年以内の購入を前提とした借地契約を締結した。

この記事の趣旨はこういうことだ。

(a)本来国有地の売買は売却であるのに、(b)籠池氏は自分の主張を一方的にまくし立てるので近畿財務局は対応に苦慮していた。ところが、(c)籠池氏が安倍昭恵氏の写真を近畿財務局に見せると、(d)近畿財務局は売払いを前提とした貸付に協力的になり、(e)ついに貸付契約の締結にこぎつけた。

まったく出鱈目である。問題点を検討してゆきたい。

確かに国有地の売買は売却が普通であろうが、この案件では 2013 年の取得要望の提出の際に、長期貸付後の売却の方式を取りたいという要求が夙に森友学園側から出され、土地所管者である大阪航空局もそれで構わないという姿勢を示している。これは特例処置になるわけであるが、この案件では当初からそのような特例処置を前提に話が進んでいるのであって、その点について 2014 年 4 月の安倍昭恵氏の社交辞令と写真によって始めて事が動き出したわけではない。

財務省が公開した「森友学園等との交渉記録 平成 30 年 5 月」の中の資料を具体的に見ておこう。

平成 25 年（2013 年）8 月 16 日付「公的取得要望受付中の財産について」（pp22-23）によれば、同年 8 月 13 日に鴻池祥肇参議院議員秘書より近畿財務局に、森友学園が取得要望を出した国有地について、当初借り受けて数年後に購入することが出来ないかを大阪航空局に確認したいので、担当者を紹介されたいとの連絡があった。この資料には次のようなメモが記されている。

今回相談を受けた売払処分を前提とした貸付については、平成 13 年 3 月 30 日財理第 1308 号「普通財産貸付事務処理要項」通達 第 1 節の第 1 の 1 の（1）の口に、普通財産の新規貸付を行うことができる場合として「売払い又は交換を前提とする場合」で「貸付財産の買受け又は交換が確実と見込まれ、かつ、それまでの間、賃貸借を行うことが真にやむを得ないと財務局長等が認める場合で、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合」が定められている。

相手方の利用計画が学校教育法で規定する小学校用地であれば、公共の用に供するものと判断できるため、取得計画が「貸付財産の買受け又は交換が確実と見込まれ、かつ、それまでの間、賃貸借を行うことが真にやむを得ない」と認められた場合には、貸付通達上、貸付が可能なものになる。

このようにまず法令上の可能性が検討されている。さらに、同日、近畿財務局が大阪航空局

に連絡したところ、大阪航空局は国土交通省本省（航空局）に確認したうえで、近畿財務局に次のように回答している。

本省からの指示は、「現在、特別会計の資金繰りが逼迫している状況にはなく、本物件を必ず今年度中に売払う必要があるとまで言えない状況。売払い前提の貸付けは制度の上で示されているものであるため、国土交通省として断る理由はない」とのことであった。

来週の月曜日以降に連絡が入れば、基本的に上記の回答を考えている。

この国有地を管轄している国土交通省側は、当初より貸付に異存が無かったことが知られる。財務省側はもう少し慎重であり、財務省本省審理室より、「今の段階で、大阪航空局が安易に貸付期間について説明することがないよう、対応には注意するように伝えて欲しい」と近畿財務局に連絡がなされている。

平成 25 年（2013 年）8 月 21 日付「公的取得要望受付中の財産について」（pp24-25）に記された大阪航空局の見解は「本財産を本年度中に売払う必要はないため、制度上定められている貸付を否定するものではない」というものであり、また 2013 年 9 月 2 日付「取得要望書受理について」（p.26）では、近畿財務局は森友学園側に、「買受けるまでの 8 年間程度貸付を受けたいとのご要請については、審査の過程の中で、利用計画等の詳細を伺いながら整理させていただくが、内部検討の結果、基本的に協力できる方向で進めてゆくこととしているので、お伝えする」とあり、籠池氏が安倍昭恵氏の写真を近畿財務局に見せるずっと以前から貸付方式の方向性は決まっていたことが知られる。

後に述べるように、2014 年 4 月に入って森友学園側は審査期間の延長を近畿財務局に要望する。これへの対応を近畿財務局は財務省本省国有財産審理室に相談する。その結果作られた「本省相談メモ」の中の 2014 年 5 月 8 日付の「取得等要望相手方への対応について」は審査期間の延長だけでなく、売払いを前提とした貸付けについても対応方針を以下のように決めている。

本財産の貸付けについては、財産を所管する大阪航空局から「先方の要望に沿った貸付契約で構わないとの意向が示されていることから、改めて相手方の利用計画等を確認した上で、本件が売払いを前提としたもので、公用・公共用又は公益事業の用等に供する場合に該当することから、本省の個別承認により新規貸付を行う方向で対応する。

従来から近畿財務局が考えていた方向性を財務省本省が正式にここで承認したものである。

とくに安倍昭恵氏の存在を考慮したものとは思われない。

それでは、2014年4月の時点で近畿財務局は何に苦勞していたのか。それは籠池氏が所定の申請手続きを進めず、一方的に自分の主張を述べ続けていたことに辟易していたのである。しかもこの問題は、新たなコンサルタント業者が間が入ることであっさりと解決する。ずっと提出されていなかった書類を、このコンサルタント会社の介在で7月末までに必要書類を提出することが約束されたために事が動き出したのである。しかし、その際も7月末までに書類が提出されない場合には入札にまわすという最後通告もなされているのであって、安倍昭恵氏が関係しているからといって特別の配慮がなされているとは見なしがたいのである。

これも「交渉記録」を具体的に見ておこう。

森友学園との応接では、大阪府私学・大学課も大変苦勞していたことが交渉記録から知られる。まず2013年10月30日付「大阪府私学・大学課からの連絡」(pp44-45)には、「森友学園 籠池理事長と話を進めているが、話が噛み合わない点もあって、対応に苦慮しているところ」(下線筆者)、「現状では、資料の提出がなく事前審査不可能な状況と言わざるを得ない。また、籠池理事長から小学校開設の話は聞いたが、平成26年(2014年)7月の大阪府私学審議会に本件を付議したいとの話は聞いていない。/当方も対応に困っているのが実情である」とあり、2013年11月4日付「大阪府私学・大学課に状況確認」(p.46)には「現在は、小学校開設にかかる事前相談という段階であり、(中略)事前相談を受けられる資料が提出されていないというところ。/したがって平成26年(2014年)7月の私学審議会付議は、非常に厳しい状況と言える。実際大阪府としては、森友学園から平成26年7月の私学審議会付議について正式に聞いていない状況」、「当方としても、本件の対応に苦慮している事実があり、11月10日前後に資金計画の資料を提出していただけるということになっている」とある。平成25年(2013年)11月19日付「豊中市野田町1501番地に係る応接記録」(pp47-48)でも「現時点では認可申請に関する事前相談を受けているレベルで、書面が全く足らず、審査を始めることができない状況である。籠池氏は、資金計画に関する書面を11月10日目処に提出すると言っていたが、本日時点で何も提出されていない。」と記されている。2014年2月3日付の「大阪府私学・大学課に状況確認」(pp75-76)では、近畿財務局が、籠池氏から小学校設置認可の計画書を正式に受理したのかと大阪府に確認したのに対して、大阪府は「正式に受理した認識はない。/結局、資金計画の説明が全くできておらず、自己資金と寄付金で対応するとの説明を受けているが、現在の通帳の写し等、自己資金の状況を説明できるもの及び寄付を予定しているのであれば寄付をいただける方の一覧表を昨年から要求していた。/これらのものの提出がないため、状況は昨年からあまり変わっていないと考えている」と答えたことが記されている。2014年3月4日付「大阪

府私学・大学課に状況確認」(pp78-80)では、「資金計画等追加で書類の提出はあったが、必要書類が全部揃っておらず、計画書を受理できるレベルには至っていない。結局、本件の状況はあまり進展していないという大阪府の認識が記されている。大阪府は、籠池氏の問題として、「森友学園はコンサルを入れずに計画を進めており、全体計画として粗が多く実現に疑問がある」という指摘をしている。さらにこの文書には、「小学校名「安倍晋三記念小学校」として本当に進捗できるか、取り扱いに苦慮している」とある。安部首相の名前は事を推進する要因というよりは懸念の材料と見なされている。2014年3月27日付「大阪府私学・大学課に状況確認」(pp84-85)でも、「7月の定例審議会に諮問してほしいとの話であるが、資料不足の状況」とあり、「毎回同じような話をしているが、都合の悪い話になると怒り出すため、建設的な話し合いにならないのが実情」という大阪府の不満が記されている。

近畿財務局側に提出された書類は不備があり何度もやり直しが指示されていた。2013年12月16日付「取得等要望書資料の差替えについて」(pp50-52)には、近畿財務局の状況認識として、「本年9月に森友学園から当局に取得等要望書を提出いただいたが、添付書類について形式的に整っていたものの審査に当たり詳細な内容の把握できないものであったため、資料の差替え・追加を依頼していたところ。／したがって、現在は、森友学園が処分等相手方として決定できるか否かの審査中であるが、具体的な審査に取り掛かれないう状況が続いており、早急に各種の資料を提出していただきたいというのが当局の立場」と記されている。2014年1月9日付「取得要望審査に係る打合せ」(pp56-57)によれば、必要資料は提出されたが、さらに追加指示がだされている。2014年1月31日付の「取得要望に係る打合せ」(pp73-74)、2014年2月13日付「取得要望書資料の差替えについて」(p.77)には、まだ書類が不十分であり追加指示がだされたことが記されている。

平成26年1月27日付「豊中市野田町1501番地に係る応接記録」(pp63-65)では、豊中市も、籠池氏について「相談振りに強引なところもあって、対応に苦慮しているのが実態」という認識を有していた。

以上のように2014年3月まで、森友学園の小学校設立認可も国有地取得も順調には進んでいなかった。それは籠池氏が大阪府や近畿財務局の言うことを聞かず、必要な資料を提出しないためであった。そしてそれは籠池氏がコンサルタントを頼らず自力で強引に事を進めようとしていたことに原因があった。近畿財務局も大阪府も籠池氏にほとんど手を焼いていたことは明らかである。

上記の『朝日新聞』記事が最初に引用している文書は、このような行き詰った状況のなかで近畿財務局と森友学園が打合せを行ったときの記録である。この2014年4月15日付「森

友学園と打合せ」には興味深いことが二点記されている。一つは『朝日新聞』が引用している近畿財務局の〈担当者心証〉である。全文を引用する

相手方の対応は、国が判断するに当たり大阪府も豊中市も関係ないという言い方を繰り返し、早期に貸付契約の締結を行うように動いてもらいたいとの主張に終了した

国の対応の非難及び自己の主張の妥当性を一方的に述べるのみであり、今後も、当方指示に真摯に対応することは期待し難いという印象。

公文書にこのような担当者の心証が記されるのは極めて異例のことではなかろうか。近畿財務局側にそれくらい不満がたまっていたことが知られる。他方、この文書は森友学園側の新たな重要な動きとして、籠池氏がコンサル会社と契約したことが記されている。その効果はすぐに現れた。2014年4月16日付「コンサル業者との打合せ」(p.91)によると、この日の近畿財務局との打合せに籠池氏は参加せず、コンサルタント業者のみとの打合せであった。そこでコンサルタント業者は大略次のように述べたことが記されている。

国の説明は理解した。籠池理事長からは詳しいことは何も聞いていないため、今回の説明でやっと実情が把握できた。スケジュールの練り直し等、緊急に籠池理事長と打合せをおこなうこととしたい。なお、国が作業依頼を求めた内容は、私学審議会諮問においても必須の事項と思われ、準備するのは当然の内容と考える。

近畿財務局側の説明が初めて森友学園側に伝わったことが窺われる。さらに大阪府側でも同様の効果がでている。2014年4月18日付「大阪府に確認」には次のように記されている。

今まで相手方と話しが通じなかった面があるが、今回、入ってきたコンサル(■)

■氏は、きちんとした話ができる相手方だと認識した。

■氏も7月私学審議会に間に合わせることは難しいと認識した様子であり、大阪府としては、今後、建設的な話ができるものと期待している

急転直下、仕切りなおしで事が動き出したことが知られる。4月25日に安倍昭恵氏が学校用地を訪問し、4月28日にそのことを籠池氏が近畿財務局に伝える前に事態は好転していたのである。

「本省相談メモ」中の2014年5月8日付「取得等要望相手方への対応について」によれば、この時点で森友学園は近畿財務局に対して「大阪府の認可については、本年7月に府に設置計画書を提出し12月の大阪府私学審議会に諮問したいと考えているので、審査期間を

延長してほしい」と要望した。この要望を受けて近畿財務局が財務省本省国有財産審理室に相談した際に作成されたのがこのメモである。ここには、この時期の審査状況について次のように記されている。

大阪府の設置認可に係る審査状況については、大阪府の担当者（私学・大学課）は書類の提出が不十分であり、現状においては審査できる状況にないとの報告を受けている。一方、相手方は本年 7 月に府に対して設置計画書を提出するとしており、コンサルタントを雇うなど設置認可に係る書類作成作業等を進めている。

ようやくコンサルタントによって学校認可の必要書類の作成が始まったわけであるが、その期限は 7 月と決められた。相手方へは次のように説明することとされた。

本件取得等要望書については、平成 25 年 9 月 2 日に要望書を受領し、審査を続けてきましたが、未だ事業計画の実現性等において対外的な説明が可能な資料をいただけておりません。つきましては、4 月 28 日の打合せで、本年 7 月を目標として大阪府への小学校設置に係る計画書を提出すると伺いましたので、当局の審査をそこまではお待ちいたします。それまでに、資金計画の裏付け、収支計画、スケジュール等の具体的かつ精緻な資料を作成の上、当局に提出願います。7 月中に大阪府が設置計画書を正式受領しない場いには、要望にかかる実現性がないものとして入札に移行させていただきます。

コンサルタントを雇い仕切らなうしで書類作成が始まったことを考慮して、7 月までは待つが、それがデッドラインで間に合わなければ入札に回すという最後通告である。4 月 28 日の近畿財務局と籠池氏の打合せで、4 月 25 日に安倍昭恵氏が学校用地を訪問したときに一緒に撮った写真を見せながら安倍氏が述べたという社交辞令をを籠池氏が近畿財務局の伝えたことは、この相談メモの中に記されている。つまり、上記の判断を下した財務省本省国有財産審理室は籠池氏と安倍昭恵氏の関係を明確に認識していた。にもかかわらず、森友学園に対して特段の優遇措置が取られた形跡はない。

この記事の後半である。

学園は 16 年 3 月 11 日、国有地から「新たなごみが見つかった」と近畿財務局に連絡。3 月 24 日にはごみ撤去費を差し引いた額で土地を買い取ると申し出た。

当時の交渉で、前理事長が「棟上げのときに首相夫人が来られる」と財務局側に迫っていたことが今年 1 月、音声データ（菅野完氏提供）で明らかになった。

安倍首相は棟上げに「妻は行っていない」と国会で答弁。一方、そのころの財務

省の文書には「棟上げ」の文言が何度も登場する。

「6月の棟上げ式には首相夫人を招待する。できなければ切腹する覚悟」と前理事長が発言（3月30日の交渉記録）。「学園は棟上げ式に向けタイトなスケジュール」「対応方針 棟上げ式までの（校舎建設の）工程に与える影響を最小限にするため（ごみ撤去費の）売却価格からの控除を検討」（4月4日付メモ）——。前理事長はインタビューで、昭恵氏は来なかったが、「本来はお越しいただくことになっていた」と改めて主張。財務省の文書の記載について「棟上げに間に合わせないといけないと受け取っていたということ」と述べ、財務局側は「粛々と対応していたように見えた」と振り返った。

学園は6月20日、ごみ撤去費約8億2千万円などを引いた約1億3千万円で土地を買う契約を結んだ。

後半の趣旨は曖昧でよくわからない。その理由は、後に見るように資料の恣意的な引用のためである。なんとなく棟上式に安倍昭恵氏が来るという籠池氏の発言と国有地の値引きの問題に関係があるかのように並べてみたという感じである。

この時期の国側と森友学園側の交渉の中で安倍昭恵氏への言及は、ごくわずかであり、まったく取るに足らないものにすぎない。交渉の焦点は、隠れた瑕疵に対する瑕疵担保責任、学校開設が遅れた場合の損害賠償請求（安倍夫人が棟上式に来るからということではない）、学校の借入金の限度（負債率 30%以下）といった問題であって安倍昭恵氏のことなど近畿財務局の職員は考えている暇もなかったであろうことが交渉記録から明らかである。

具体的に資料を見てゆきたい。

3月下旬の交渉の音声データについては、次の『東京新聞』の記事が詳しいようであるが、そもそも正確な日時も参加者もわからない扱いに困る情報である。勿論全文ではなく、省略があるため、この記事のみから確たることを言うのは非常に難しい。ただ印象をいえば、このとき国側と森友学園側は工事業者を交えて地下埋設物の状況について議論しているようであり、籠池氏の「棟上げのときに首相夫人がこられる」という発言は前後の議論からはやや浮いた感じの唐突な発言のように見受けられる。

「森友」協議 音声データ詳報

『東京新聞 Tokyo Web』2017年12月20日朝刊

<http://www.tokyo->

[np.co.jp/article/national/list/201712/CK2017122002000124.html](http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201712/CK2017122002000124.html)

2018年6月9日閲覧



平成 28 年（2016 年）3 月 30 日付の「豊中小学校事案に係る応接記録」（pp850-852）には、確かに「6 月の棟上げ式には首相夫人を招待するスケジュールを組んでいる。やらざるを得ない。これができなければ、私は切腹する覚悟。国の方々は私がこれほどの覚悟を持って取り組んでいることを認識してほしい」という籠池氏の発言を記録しているのであるが、この発言も前後の議論とはつながらない唐突なものようである。この日の議論は、森友学園の弁護士が主導しており、売払いによる解決、すなわち処理費用を売却価格から減額することを強く主張し、それができなければ損害賠償請求を行うということを強調している。

これらの交渉を経て 2016 年 4 月 4 日に作成された「森友学園事案に係る今後の対応方針について」では、学園の申し出内容と対応方針は次のようにまとめられている。

○学園は 6 月の建物棟上げ式に向けタイトなスケジュールの中で建物の基礎工事を行っている。廃棄物除去の影響で工期がずれ込むこととなった場合、損害賠償請求を行う。については工事に与える影響が最小限になる作業手法を提示せよ。

○地中から噴出した廃棄物及び建物基礎建設のために掘削した廃棄物混入土の撤去を国の責任で早急に実施せよ。

○地中に埋設されていると予測される廃棄物の全面撤去を検討せよ。

○なお、これらの廃棄物の除去費用等を売却価格から控除するなら、購入も検討したいので、売却価格の提示を考えてもらいたい。

○棟上げ式までに工程に与える影響を最小限にするため、噴出した廃棄物及び建物基礎部分の掘削で発生する廃棄物混入度<sub>マ</sub>（土）の撤去作業に関しては、大阪航空局の直接発注では工程上間に合わず、更なる賠償問題に発展することから、相手方経費で施行することとし、売却価格からの控除を検討。

○敷地表面を覆っている廃棄物混入土及び地中に埋設されていると予測される廃棄物の全面撤去に関しては、地中の廃棄物の存在確認資料を徴求し、売却時の財産評価において考慮する旨申し出を行い、森友学園と協議する方向で検討。

廃棄物除去のために工期が遅れた場合の損害賠償請求、地上の廃棄物の国の責任での即時撤去、地中の廃棄物の全面撤去、廃棄物の除去費用を控除した価格での売却という申し出に対して、廃棄物撤去は学園側に任せて、除去費用をすべて売却価格から控除して売却する方針が決められたことが知られる。棟上げ式への言及は、飽く迄工事の期限を示すものであって、棟上式に安倍昭恵氏が出席するか否かなどはということは近畿財務局の関心事ではなかったことが窺われる。

上記の『朝日新聞』の記事で一番問題なのは、対応方針の引用の仕方である。「棟上式までの工程に与える影響を最小限にするため」「(ごみ撤去費用の) 売却価格からの控除を検討したというのではそもそも意味不明である。なんとなく安倍昭恵氏のでる棟上式と土地の値引きを結び付けてみましたというところであろうか。この引用は肝心の部分が抜かしてしまっている。「大阪航空局の直接発注では工程上間に合わず、更なる賠償問題に発展することから」というところが重要である。国側で発注して工期が遅れたらさらなる損害賠償問題になるので土地を安く売却してしまって工事は学園側に任せて責任を免れましようというのが、この対応方針の主眼である。安倍昭恵氏一棟上式一工期一値引きという無理やりな連想ゲームのためにせっかく残された公文書を切り刻むのは如何なものかと思う。

このところ『朝日新聞』は、政府が記録を残すことの重要性をしきりに訴えている、しかし、せっかく記録を残しても、こんな使い方をされたのでは台無しである。